

2 汚染井戸周辺地区調査

概況調査により地下水環境基準を超過した地点等の周辺 16 地点について調査した。その結果は、表 2-1 のとおりである。1 地点で地下水環境基準を超過した。

(1) 概況調査により新たに地下水汚染が判明したため実施したもの

ア 鉛

井戸管材のポリ塩化ビニル管から鉛が溶出していると判断した。周辺調査の結果、周辺への拡散がないことが判明した。

イ 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

当該井戸の周辺に硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を使用する工場・事業所は存在せず原因不明である。考えられる原因として畑地における過剰な施肥、家畜排泄物の不適切な管理又は生活排水の不適切な管理などが挙げられるが、特定には至らなかった。

(2) 継続監視調査の終了を判断するために実施したもの

有機塩素系化合物について、継続監視を終了しようとする 5 地点の周辺 8 地点を調査した結果、地下水環境基準の超過はなかった。そのため、環境基準を超過するおそれがなくなった当該地点での監視を終了する。

表 2-1 汚染井戸周辺地区調査結果

項 目	調 査 地 域	調査実施者	調 査 地点数	検出 地点数	基準超過 地点数	検出濃度範囲 (mg/L)
鉛	白岡市白岡	埼玉県	6	3	0	0.001～0.003
有機塩素系 化合物	所沢市中富*1	所沢市	3	0	0	－
	入間市宮寺*2、 小谷田*2	埼玉県	3	0	0	－
	朝霞市三原*2	埼玉県	1	0	0	－
	ふじみ野市清見*2	埼玉県	1	0	0	－
硝酸性窒素 及び 亜硝酸性窒素	深谷市上柴町西	埼玉県	2	2	1	9.7～16

*1 2 地点の継続監視調査の終了を判断するために実施した調査

測定項目は、クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン及びトリクロロエチレン

*2 継続監視調査の終了を判断するために実施した調査

測定項目は、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及び 1,3-ジクロロプロペン

汚染井戸周辺地区調査結果一覽

NO.1

[illegible]

汚染井戸周辺地区調査結果一覧

NO.2

調 査 機 関 名		埼玉県	埼玉県
調 査 区 分		周辺	周辺
市 町 村 名		白岡市	白岡市
地 区 名		白岡	白岡
井 戸 番 号		152609	152610
井戸 の 諸元	井 戸 深 度	不明	不明
	浅 深 井 戸 の 別	不明	浅井戸
	用 途	生活用水	生活用水
採 水 年 月 日		R6.3.15	R6.2.22
水 質 測 定 項 目 及 び 地 下 水 環 境 基 準 値 (単 位 mg /L)	カドミウム	-	-
	全シアン	-	-
	鉛	<0.001	0.001
	六価クロム	-	-
	砒素	-	-
	総水銀	-	-
	アルキル水銀	-	-
	PCB	-	-
	ジクロロメタン	-	-
	四塩化炭素	-	-
	クロロエチレン	-	-
	1,2-ジクロロエタン	-	-
	1,1-ジクロロエチレン	-	-
	シス-1,2-ジクロロエチレン	-	-
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	-	-
	1,2-ジクロロエチレン	-	-
	1,1,1-トリクロロエタン	-	-
	1,1,2-トリクロロエタン	-	-
	トリクロロエチレン	-	-
	テトラクロロエチレン	-	-
	1,3-ジクロロプロペン	-	-
	チウラム	-	-
	シマジン	-	-
	チオベンカルブ	-	-
	ベンゼン	-	-
	セレン	-	-
	亜硝酸性窒素	-	-
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	-	-
	ふっ素	-	-
	ほう素	-	-
	1,4-ジオキサン	-	-